



芦屋町における
飼い主のいない猫に
関する対策について

はじめに

- ▶ 私たちが生活している環境に生息している、飼い主のいない猫（以下、野良猫という）は、従来、人間が飼い猫として飼育していた猫が、なんらかの理由で逃げ出したり、捨てられたりして野生化したものです。この、人間が野に放ち野生化した猫たちが繁殖し、今私たちの暮らしに影響を与え始め、猫による人間への被害や猫に関する人間からの苦情が発生しています。
- ▶ ここで、問題とされている猫にフォーカスして考えてみましょう。野良猫は、鳥や魚・虫など、他の生き物と変わらず、自然界で生活しているだけです。飼い主のいる犬や猫であれば、フン被害などは、その飼い主へ対し啓発することができますが、あくまで、野良猫は“飼い主のいない猫”です。彼らはただ、自然の摂理の中で生きていくために、活動しているだけなのです。
- ▶ こうした、人間の世界、猫の世界が存在するなか、人間の生活環境へ影響を及ぼしてしまった野良猫たちに対して、どのような対策を行っていくべきか考え、行政としてできることや、住民の皆様にご理解いただきたいことなどをお示しし、人間と猫が住みやすい環境を作りたいと考えています。

猫の特徴と法律上の取り扱い

▶ 猫の特徴

猫は生後8か月ごろから交配可能といわれ、少なくとも年間2回は出産し、1回に6～8匹の子を産むといわれています。フンは砂地などの場所に行う習性があります。

▶ 猫の法律上の取り扱い

猫は動物の愛護及び管理に関する法律上で愛護動物として規定されており、行政をはじめ、保健所や住民の皆さんも処分を目的とした捕獲はできません。

また、猫を捕まえて、山林など別の場所へ連れていき放すことは、動物遺棄の罪に問われることとなります。

芦屋町の状況

▶ 芦屋町の状況

現在、芦屋町では野良猫の被害として、フン尿や鳴き声の被害や、猫だけに限りませんが、ゴミ捨て場を荒らされるなどの被害などが発生しています。さらに、私有地や公園などにおいて無責任な餌やりが行われ、野良猫による被害の増加に寄与していることが考えられます。

このため、芦屋町としては、まずは増加し続ける野良猫の頭数に少しでも歯止めをかけるため、TNR活動を基準に、野良猫に関する被害の軽減のため、ボランティアさんと協力し活動を行っています。

また、先に説明した動物の愛護及び管理に関する法律において、処分することはできないため、猫が寄り付かない対策として猫除け器の試供貸出や忌避剤の案内を行っています。

TNR活動とは

ここで、芦屋町がボランティアさんに協力していただき実施している、TNR活動についてご紹介します。

▶ TNR活動

「T」：トラップ（つかまえて）

「N」：ニューター（不妊手術を施し）

「R」：リターン（元に戻す）

活動です。

野良ネコの寿命は一般的に3～5年程度といわれ、この活動を行うことによりただちにネコの数を減少させることはできませんが、繁殖期の鳴き声や尿の軽減、将来的な野良ネコの妊娠・出産を防ぎ、ネコの数が激増しない効果が見込まれます。

また、避妊・去勢されたネコは耳を桜の花びらの形にカットされています。

地域猫活動とは

次に地域猫活動についてご説明します。

▶ 地域猫活動

- ①実施団体を設立（役場へ届出）
- ②活動地域の検討
- ③活動地域の住民への周知・説明会の実施
- ④活動地域の猫の把握（写真付きの台帳など）
- ⑤活動実施計画書の作成（役場へ提出）
- ⑥決められた時間での餌やり・トイレ管理・清掃
- ⑦避妊去勢手術の実施
- ⑧活動地域での苦情対応
- ⑨毎月の活動実施報告（活動自治区での回覧など）

を行うものです。こちらはTNR活動と異なり、避妊去勢手術後も届出された団体により猫は管理されます。

TNRだけでなく管理まで含めた活動

- ▶ これまでにご説明したとおり、芦屋町では現在TNR活動を推進しています。

しかしながら、このTNR活動では、不妊手術を施し、将来的な猫の数の増加に歯止めをかけても、地域に戻された猫たちがもたらす被害に対し、地域猫活動のような管理はできません。

また、地域猫活動を行うためには、先ほどの内容のとおり、様々な条件があり、現在芦屋町で活動できる団体はない状況です。

このことから、芦屋町ではTNR活動だけでなく、地域に戻った猫たちによる被害を最小限に抑え、その一生を全うできるよう、時間を決めた餌やりや清掃など含んだ管理（M：マネジメント）を併せた、新しい活動を実施したいと考えています。

「TNR+M = TNRM活動」

今後の取り組みなどについて

- ▶ 令和5年より、条例に基づく附属機関として設置された、この「環境美化推進委員会」では、所掌事務のひとつに「飼い主のいない猫に関すること」が追加されました。委員として承諾いただいた皆様と共に、この問題について、どのような施策を行っていくことが効果的なのか調査・研究し、必要に応じて、実際に活動されているボランティアさんのお話なども踏まえながら、協議してまいりたいと考えています。

そして、今後については、まずは次のように考えています。

行政の役割

- ▶ 野良猫による被害減少のため、ボランティアさんや地元区長さんたちと協力し、TNR活動の推進のための制度づくりや支援を行う。
 - ・ ボランティアさんの支援
 - 活動地域選定や区との調整
 - ボランティアさん同士や地元区長さんとの情報共有
 - 捕獲機の貸出
 - どうぶつ基金（※最終ページ参照）への行政枠チケット申請・猫運搬
 - ・ 餌やり者との折衝
 - ・ 活動推進のための制度設計（登録制度や補助金など）
 - ・ 苦情対応
 - ・ 活動に関する事などの周知
 - ・ 忌避剤の案内や猫除け器の貸出

ボランティアさんの活動

- ▶ 野良猫の増加を止めるため、行政や地元区長さんなど地域と連携しTNRM活動を推進する。
 - ・ TNRM活動の実施地域の選定（事前に行政や地元区長さんと協議）
 - ・ 対象地域の野良猫の頭数把握
 - ・ 活動実施に係る調整（どうぶつ基金利用の調整等）
 - ・ 不妊手術後の経過観察（翌日以降にリターンが望ましいとされています）
 - ・ 里親さがし
 - ・ 餌やり者との連携（よくいる場所などの情報連携、術後の管理）
- ※里親探しや餌やり者との連携は可能な方のみで構いません。

餌やりさんの責任

▶ 不妊手術後の野良猫による被害や、無責任な餌やりによる苦情の減少のため、ルールに基づいた、猫の管理を行う。

- ・地域の選定（事前に行政や地元区長さんと協議）
- ・餌やり者の届出（行政への誓約書提出・活動ボランティアへの情報共有）
- ・決められた時間や場所などルールに基づいた餌やり
- ・餌やり場所周辺の清掃（餌は残さない、フンは片付ける）
- ・ボランティアさんとの連携（よくいる場所などの情報連携、術後の管理）

※餌やりに対する苦情やそれに伴う野良猫に関する苦情の減に努め、責任のある行動をする。定められたルールが守られていない場合は、一切餌やりを禁止する。また、届出のない餌やりも禁止。

活動支援に関する制度整備

- ▶ TNRM活動を推進していくには、住民の皆様の協力が必要不可欠です。町では、活動するボランティアさんや餌やり者の把握・登録、地元区長さんとの調整など円滑に活動を行うことができるよう、現在、要綱などを定めることを考えています。また、この要綱に基づいて登録のあるボランティアさん支援のため、活動費（手術費用等）の補助について調査研究をしたいと考えています。

ボランティア活動者の条件や補助の対象（野良猫のみ）、補助率（半額・全額）など、検討していかなければならない事項はたくさんありますが、委員の皆様にお力添えいただき、制度整備を行いたいと考えています。



ご清聴ありがとうございました。

(参考) 公益財団法人 どうぶつ基金について

- ▶ 動物の適正な飼育法の指導・動物愛護思想の普及を行い、環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の建設に寄与することを目的とし、犬や猫の不妊手術奨励事業や動物愛護思想の普及事業を行っています。
- ▶ 猫の不妊事業である「さくら猫事業」については、あらかじめどうぶつ基金に登録している行政やボランティアさんが不妊手術チケットを申請し、配当されたチケットを用いて、協力病院において飼い主のいない猫の不妊手術を実施しています。このチケットによる不妊手術については、どうぶつ基金が費用を負担しているため、手術にかかるボランティアさんの費用負担はありません。不幸な猫を減らすべく、どうぶつ基金に登録している多くの病院や行政、ボランティアさんの協力のもとTNR活動が推進されています。